

## 別記様式5（第4関係）

被 処 分 者	認 定 証 番 号	島根県公安委員会 第 710112 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	杉谷政樹（ハッスル代行）
	主たる営業所が所在する市区町村の名称	大田市長久町
処 分 年 月 日	令和3年8月4日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	損害賠償責任保険（共済）契約の効力がない随伴用自動車を使用して運転代行業務を行ったもの （自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反）	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項（指示）	
処分を行った都道府県	島根県	